

第3期  
定時評議員会  
議案書

(ケーブル事業)  
(会館・公園事業)



日 時：平成 26 年 6 月 24 日（火）13：00～  
場 所：窪川四万十会館多目的室

公益財団法人 四万十公社

## 日程

1. 開会：あいさつ
2. 評議員会成立宣言
3. 議事録署名人の選任
4. 議事
  - 《議決事項》
    - 1) 議案第1号：(公財)四万十公社第2期収支決算書の承認について
    - 2) 議案第2号の1：理事の選任について
    - 3) 議案第2号の2：理事の選任について
    - 4) 議案第3号：監事の選任について
    - 5) 議案第4号：役員等の報酬・費用弁償規則の一部改正について
  - 《報告事項》
    - 1) 報告第1号：職務執行状況の報告について
    - 2) 報告第2号：(公財)四万十公社第2期事業報告について
5. その他
6. 閉会：あいさつ(議長)

## 報告第1号

### 職務執行状況の報告について

評議員会運営規則第10条第3項第1号の規定により、理事長及び専務理事の職務執行状況を次のとおり報告します。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

### 記

#### ■理事長の職務執行状況の報告（前回6月19日の定時評議員会以降）

---

##### 1) 理事会の開催

臨時理事会（6月25日）

- ・評議員会が選任した新理事による組織理事会を開催。理事長、副理事長、専務理事を選定した。

第2回理事会（10月24日）

- ・地域情報センター行動計画を決定した。
- ・四万十ケーブルテレビ事業継続計画を決定した。

第3回理事会（12月25日）

- ・平成25年度四万十公社補正予算を承認した。

臨時理事会（2月3日）

- ・公社の財政課題と指定管理基本協定について協議した。

第4回理事会（3月27日）

- ・四万十公社第3期（平成26年度）事業計画を承認した。
- ・四万十公社第3期（平成26年度）収支予算を承認した。
- ・四万十町ケーブルネットワーク加入契約約款の一部を変更した。

第3期第1回理事会（6月9日）

- ・四万十公社第2期（平成25年度）事業報告を承認した。
- ・四万十公社第2期（平成25年度）収支決算を承認した。
- ・定時評議員会の議案書を調整した。
- ・事業計画の工程表を報告した。

##### 2) 理事長定例会議の運営について

月2回の理事長定例会議を開催。理事長、専務理事、局長、課長が出席し、業務内

容の報告の後、課題を協議し業務方針を決定した。

第1回理事会以降の開催状況は、9回

第2回理事会以降の開催状況は、5回

第3回理事会以降の開催状況は、6回

第4回理事会以降の開催状況は、5回

### 3) 営業手当の改正

営業手当の月額支給を廃止し、営業成果に基づき支給する制度に改正することを検討することとした。(12月実施予定)

### 4) 自主事業について

会館自主事業を積極的に行うよう毎月1回程度の事業を計画し実施した。

### 5) 補正予算について

事業計画に変更がないことから、半期決算報告時には収入見込みも含め補正予算を行わずに、12月前に勘定科目の調整を行うこととした。

### 6) 理事長・町長懇談(町長室/11月11日)

同席者：町長、企画課長/理事長、専務理事、局長、総務課長

町長との懇談では、指定管理者としてケーブルネットワーク施設の管理代行に従事した5年間の報告とともに、今後のあり方について「町長と四万十公社理事長との懇談要旨」に基づき要望した。

懇談要旨に関する町の回答は、

- ① 指定管理者制度については、指定管理期間の延長・年度協定書の締結を廃止し債務負担行為の実施等についての制度改定の考えは、庁議で協議したが、基本的には従前どおりとしたい。

協定事項の解釈や運用に係る誠意ある協議の場の設定やICT利活用を共同目標とする協定内容にすることの2点については回答がなかった。

- ② 基金の醸成については、26年度予算から基金造成に向けた予算措置は執るとのこと。

利用料減額相当分の公社負担の廃止については、理由の提示がないまま拒否された。正式に文書で回答することを求めた。

- ③ 地域情報政策の将来構想については、地域情報センターの行動計画等の説明も行っていない現状から、協議の場の設置の要望にとどめ内容は、理事長報告のとおりです。

### 7) 落成式(3月22日/四万十町役場新庁舎)

四万十町役場本庁舎落成記念式典に出席した。(理事長、局長)

- 8) 辞令交付式(4月1日)  
新採職員の辞令交付式を行った。
- 9) 町長との懇談(5月21日:町長・副町長/理事長・副理事長・専務理事・事務局長)  
町長就任の理事長挨拶と理事就任を副町長に要請するため訪問した。
- 10) 四役会議(5月21日:理事長・副理事長・専務理事・事務局長)  
四役会議を開催し、公社第2期の総括協議等を行った。

#### ■専務理事の職務執行状況の報告

---

- 1) 高知大学図書館訪問(8月19日)  
高知大学図書館が所蔵する四万十町関連の図書を閲覧し、関連図書目録を作成した。
- 2) 労働者派遣事業所の派遣元・派遣先研修(ふるさと未来館/8月20日)  
(出席者:専務・総務課長/学校給食調理職員30名)  
学校給食センター職員を対象とした派遣元の義務研修を開催した。研修内容は、  
・学校給食の役割分担 ・学校給食の組織と運営 ・学校給食のしくみ  
あわせて派遣事業の終了について説明した。
- 3) 災害時の伝送路復旧工事の協議(四国電力四万十町お客さまセンター/8月22日)  
(参加者:専務・森下チーフ/正岡所長・中村支店通信担当者)  
四万十公社事業継続計画の策定にあたって、伝送路を共架する四国電力と復旧優先箇所の特定について協議した。
- 4) 四万十町・四国電力との災害時応援協定の細目協議(楽屋/9月3日)  
復旧工事に係る優先順位について町と四国電力と協議。県ライフライン協議会の協議経過を踏まえて再度、具体的に協議することとした。
- 5) 企画課・パナソニックとの4者協議(企画課/9月11日)  
(出席者:専務・若松・森下/川上・坂本・小野川/PSSJ山口他)  
高齢者ICT利活用を含む宅内通信引込事業、OAB-J IP電話の事業化に係る機密保持契約について協議。企画課と顧客管理システムのリプレイス協議
- 6) 県立図書館訪問(9月18日)

県立図書館において高知新聞社データベースを閲覧。「四万十町」で検索して4, 274件の新聞見出しを印刷し、四万十町発足以降の年表作成の資料とした。

7) 伝送路保全委託事業の実地調査（町内／9月20日）

町内3業者の保全事業の施業結果について実地調査。あわせて大又山中継局視察

8) 企画課長協議（十和支所／11月9日）

企画課長と十和支所で面談し、「町長と四万十公社理事長との懇談要旨」の内容について説明した。

9) 企画課協議（北庁舎2階会議室／11月26日）

（出席者：企画課側森課長・小野川担当／公社側専務理事他5人）

理事長・町長懇談を踏まえて、平成25年度の年度協定書の協議、指定管理基本協定の更新に係る第1回協議を行った。

10) 四万十町データブックの作成

四万十町の統計書として「四万十町データブック（試行版）」を作成した。

11) 学校給食センター職員への教育委員会説明会（12月26日／きらら大正）

教育委員会主催の学校給食の請負業務化にともなう学校給食センター職員への説明会に出席（教育長・教育次長ほか／四万十食材管理協同組合・中野理事長・山岡事務局長・管理栄養士／派遣職員30名・専務・前田課長）

基本的には公社の就業規程等を準用する内容で2月中旬に職員採用面接実施、下旬に採用通知の説明

12) 日本ケーブル連盟四国支部総会・賀詞交歓会等（1月16日／松山市）

▽新年総会（副理事長・専務が出席）

基調講演で「4Kテレビの普及がケーブルテレビに利点がある」と報告され、デジアナ変換の平成26年度末終了にむけた広報活動について注意があった。

▽四国総合通信局を訪問（次の2点について照会）

①四国管内の公設民営の運営手法について

指定管理者制度は6局、IRU契約は12局。四国管内の実態はIRU契約が多い（内高知県／室戸市・香南市・須崎市・宿毛市）。指定管理者は放送事業者にならないとのこと。

②南海トラフ大地震を想定した通信の冗長化

南海トラフ特措法基金事業（三分の二補助）で補助裏も可能な制度がある。防災担当課と協議を進めること。災害時にも、業務継続できるよう通信手段の冗長化、情報提供手段の確保は重要な放送事業者としての使命

▽愛媛朝日放送を年始挨拶

愛媛朝日放送と公社若しくは四万十町との災害時応援協定の締結について要請があった。災害情報の提供に関する放送機器材も含めた支援協定

- 13) 南海トラフ防災基盤整備事業について（1月23日／四国総通依頼のNEC）  
当該事業について説明を受ける。資料、説明内容は町防災担当者に情報共有「安心おしらせシステム」についての説明も受けた。

- 14) 指定管理基本協定公社案のまとめ（3月5日以降）  
2月17日に提示された基本協定書（企画課案）について、これまでの理事長と町長との懇談、5年間の指定管理業務の課題・疑義を踏まえ公社案を調整し、基本協定書（公社案）を3月10日に提出した。  
また、3月定例議会で四万十町ケーブルネットワーク施設の指定管理について継続して5年間の指定議決を受けた。

- 15) 消費税率改正に伴う条例改正と利用料金改定について総務課へ照会（3月26日）  
消費税率改正に伴う「四万十町の改定方針」は、「総額表示方式」から「外税方式」に変更する内容であったが、企画課の指示は「総額表示方式」であった。ケーブルテレビ加入契約約款（利用料金）改訂にあたっての表示方法、消費税相当額の町負担の廃止について意見を求めた。

- 16) 評議員会議長と定時評議員会の議事について協議（5月19日）  
欠員となる理事・監事について、推薦状況を踏まえ議案の事前調整を行った。

- 17) 理事候補者の選任議案の調整（5月26日）  
評議員会議長と理事及び監事の選任議案に関する候補者の調整を行い、常勤理事の報酬に関する規則の一部改正議案を調整した。なお、評議員に通知した理事候補者の書面の提出依頼による推薦はなかった。

- 18) 第2期公社事業報告書及び収支決算書の監事による監査（5月28日）  
公社多目的室において、武市監事、森監事が出席し公社第2期（平成25年度の業務・会計）の監査を実施。  
監査報告は収支決算書に添付したとおりです。

## 報告第2号

### (公財) 四万十公社第2期事業報告について

公社第2期(平成25年4月1日～平成26年3月31日)事業報告書を作成し理事会での承認議決を得たので、公社定款第9条第2項の規定により定時評議員会に報告します。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

記

別紙2：第2期事業報告書のとおり



## 議案第1号

### (公財) 四万十公社第2期収支決算書の承認について

公社第2期(平成25年4月1日～平成26年3月31日)の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認について議決を求めます。

この収支計算書は、監事の監査を受け、6月9日開催の理事会で承認を受けました。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

## 記

別紙3：第2期収支決算書のとおり

議決を求める財務諸表

1. 貸借対照表(前年度比較)
2. 正味財産増減計算書(前年度比較)
3. 財産目録(貸借対照表の内訳明細)

監査報告書等

1. 監査報告書
2. 正味財産増減計算書内訳表(事業別収支内訳)
3. 財務諸表に対する注記
4. 付属明細書

参考資料1：事業別正味財産増減計算内訳明細書

議案第2号の1

理事の選任について

定款第15条第1号及び定款第18条第4項の規定に基づき、理事候補者として次の者を議長と調整したので理事候補者ごとに選任の決議を求めます。

理事候補者の数は、欠員となる理事2人です。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

記

理事候補者の氏名等

1	(新) もり たけし 森 武士	住所	四万十町十和川口441番地8
		生年月日(年齢)	昭和33年12月15日(55歳)
		候補者の経歴	四万十町副町長
		候補者とした理由	ケーブルテレビを主体にあらゆる情報の収集・制作・整理・保存・活用を公益目的事業とした公社の使命が達成できるよう、四万十公社の出損団体者である町側の理事として識見を期待する。
		公社及び役員等の関係	特になし
		候補者の兼職状況	特になし

《議案説明資料》

1. 欠員となる理事は、次の2人です。
  - ・中平義幸理事長(辞任日:平成26年度定時評議員会の開催日)
  - ・渡部睦理事(辞任日:平成26年4月22日付け)
2. 理事9人のうち、公社の設立に係る出損団体として役場側から1人の理事を推薦要請しているところです。慣例として副町長がその任にあたっています。

議案第2号の2

理事の選任について

定款第15条第1号及び定款第18条第4項の規定に基づき、理事候補者として次の者を議長と調整したので理事候補者ごとに選任の決議を求めます。

理事候補者の数は、欠員となる理事2人です。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

記

理事候補者の氏名等

2	(新) もり まさのぶ 森 雅 順	住所	四万十町作屋25番地
		生年月日(年齢)	昭和34年3月22日(55歳)
		候補者の経歴	平成8年旧窪川町地域振興公社に入社 平成21年4月公社事務局次長 平成24年4月公社事務局長 平成26年6月四万十公社退職
		候補者とした理由	平成21年4月、ケーブルテレビ事業の開局以来、指定管理者として陣頭指揮し、現在に至っている。 公社職員として専門的な経験を培った者が理事として経営に携わることを期待する。
		公社及び役員等の関係	特になし
		候補者の兼職状況	特になし

《議案説明資料》

1. 公社職員は理事となることができないため、平成26年6月23日付けで公社職員退職願を受理するところです。
2. 現職の専務理事は平成26年定時評議員会をもって辞任するため、後任の常勤理事として業務執行することを予定しています。

## 議案第3号

### 監事の選任について

定款第15条第1号及び定款第18条第4項の規定に基づき、辞任による監事の後任の監事として次の者の選任を求めます。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

### 記

#### 監事候補者の氏名等

1	(新) はまだ よしきよ 浜田 好清	住所	四万十町影野586番地
		生年月日(年齢)	昭和26年1月10日(63歳)
		候補者の経歴	元四万十町参事 農事組合法人ビレッジ影野理事 (有)高南観光自動車取締役 四万十町森林組合監事
		候補者とした理由	農事組合法人ビレッジ影野の法人経営に従事するなど公会計にとどまることなく深い識見を有している。公社の業務監査に期待するところが大きい。
		公社及び役員等の関係	特になし
		候補者の兼職状況	特になし

#### 《議案説明資料》

1. 辞任届(平成26年3月24日付け)を受理した監事は、森監事です。
2. 監事の選任手続きとして、後任の監事候補者について武市監事、森監事に推薦依頼をお願いするとともに、評議員会運営規則第15条の規定により評議員に監事候補者の書面提出を依頼したところです。
3. 後任の監事の任期は残任期間となる平成27年度定時評議員会までとなります。

議案第4号

役員等の報酬・費用弁償規則の一部改正について

定款第15条第2号に基づく評議員会の権限により、理事及び監事の報酬等の支給の基準について定めた公益財団法人四万十公社役員等の報酬・費用弁償規則（平成24年規則第2号）の一部を次の新旧対照表のとおり改正する決議を求めます。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長 中平 義幸

記

新旧対照表																																	
新	旧																																
<p>(役員等の報酬等の総額等)</p> <p>第4条 定款第29条で定める役員等の報酬等の総額は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 当該事業年度における公益事業及び収益事業に係る人件費のうち給与賃金及び賞与の総額の<u>5分の1</u>以内</p>	<p>(役員等の報酬等の総額等)</p> <p>第4条 定款第29条で定める役員等の報酬等の総額は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 当該事業年度における公益事業及び収益事業に係る人件費のうち給与賃金及び賞与の総額の<u>10分の1</u>以内</p>																																
<p>別表 常勤役員給料表（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td><u>350,000</u></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td><u>425,000</u></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td><u>450,000</u></td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td><u>475,000</u></td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td><u>500,000</u></td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td><u>525,000</u></td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td><u>550,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	月額	第1号	<u>350,000</u>	第2号	<u>375,000</u>	第3号	<u>400,000</u>	第4号	<u>425,000</u>	第5号	<u>450,000</u>	第6号	<u>475,000</u>	第7号	<u>500,000</u>	第8号	<u>525,000</u>	第9号	<u>550,000</u>	<p>別表 常勤役員給料表（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td><u>100,000</u></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td><u>150,000</u></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td><u>200,000</u></td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td><u>250,000</u></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td><u>300,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	月額	第1号	<u>100,000</u>	第2号	<u>150,000</u>	第3号	<u>200,000</u>	第4号	<u>250,000</u>	第5号	<u>300,000</u>
号	月額																																
第1号	<u>350,000</u>																																
第2号	<u>375,000</u>																																
第3号	<u>400,000</u>																																
第4号	<u>425,000</u>																																
第5号	<u>450,000</u>																																
第6号	<u>475,000</u>																																
第7号	<u>500,000</u>																																
第8号	<u>525,000</u>																																
第9号	<u>550,000</u>																																
号	月額																																
第1号	<u>100,000</u>																																
第2号	<u>150,000</u>																																
第3号	<u>200,000</u>																																
第4号	<u>250,000</u>																																
第5号	<u>300,000</u>																																

《議案説明資料》

1. 理事会の理事の構成は、公益法人移行の経過措置として役場側理事を2名とし、常勤理事は暫定的に役場のケーブルテレビ所管課長（企画課長）が担うことになった。また、これまで商工観光課が事務局機能を担っていた業務については、常勤理事に移行することになった。
2. 将来的な理事のあり方について理事会で協議してきた経過として、公益法人をはじめとした法人経営に経験知のある有識者を中心としつつ、公社職員として専門的な経験を培った者が理事として経営に携わる必要性を確認してきた。
3. 現任の専務理事は、常勤理事ではあるものの事務所勤務は週3日の勤務体制であった。新任の専務理事は、本来の職員相当の勤務体制となる常勤理事を想定している。
4. 新任の専務理事は、これまでに比べ勤務密度が高くなることから、それに対応した報酬を支給する必要がある。職員としての給与額を考慮し、常勤理事としてふさわしい常勤役員給料表の号給とする。このため、常勤役員給料表の号給枠を5号から8号に改める。
5. 報酬・費用弁償規則第4条で規定する役員等の報酬等の総額の上限ルール（職員の給与賃金・賞与総額の10%以内）が、派遣事業が廃止になったことから、前号の常勤役員給料表の対応号給の決定によっては確保できないことが予想される。このことから、上限ルールの制限枠を職員人件費総額の10%から20%に引き上げる必要がある。

20%となることによる平成26年度の上限ルール額は、10,503千円を予定する。

公益事業（37,878千円+6,342千円）+収益事業（6,973千円+1,325千円）=52,518千円

52,518千円×20%=10,503千円（※25年度役員報酬実績総額は3,710千円）

	報酬	その他の報酬	計	備考
理事長	600,000		600,000	月額5万円
専務理事	2,400,000		2,400,000	月額20万円
理事	470,000	90,000	560,000	日額1万円
監事	60,000		60,000	日額1万円
評議員	90,000		90,000	日額1万円
計	3,620,000	90,000	3,710,000	

※「報酬等」とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与費用弁償は、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。（役員等の報酬・費用弁償規則第2条第4号）

※その他の報酬は、非常勤理事の出張時の報酬など。

6. 新任の専務理事の常勤役員給料表の対応号給は、当該別表から、職務執行の対価としてその職務、資格等を勘案し理事会が決定する。当然ながら当該年度における報酬総額の上限枠や経営の実態を踏まえて判断することになる。

なお、常勤理事の報酬の体系は定時定額報酬制を採用しているため、月額報酬のみで、賞与や退職金は支給していない。

このため、プロパー職員から常勤理事を選任するにあたっては、これらを配慮して対応号給を決定する必要がある。

将来的には、常勤理事報酬のあり方について、農協等の経済団体のような年額報酬制度の導入について検討していただきたい。

	月額 給与	管理職 手当	家族 手当	月額 支給額	賞与	中退共 掛金	年間 支給総額
公社職員 局長クラス	321,200	50,000	10,000	381,200 ×12月	321,200 ×3~3.5 月	20,000 ×12月	
年間				4,574,400	963,600 ~ 1,124,200	240,000	5,778,000 ~ 5,938,600
<p>上記の年間支給総額を定時定額報酬（1/12）にすると            481,500円～494,900円            ∴第7号給（500,000円）を想定する。</p>							